

表彰に伴い実施要領及び推薦書の記入方法について

表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、液化石油ガスの保安の確保及び適正化のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、保安等に関し極めて顕著な功績をあげた業務功労者、優良業務主任者等を表彰することにより、意識を高揚し、もって保安等の管理の徹底を図ることを目的とする。

(表彰者並びに被表彰者)

第2条 表彰者は会長とし、被表彰者は会員のなかから第4条の基準により選考し、表彰状(又は感謝状)並びに副賞を授与して表彰する。

(表彰の種類及び被表彰者数)

第3条 表彰の種類及び被表彰者数は下記の通りする。

種 類	表彰予定数
(1) 優良事業者	1～5件
(2) 優良事業所	1～5件
(3) 優良業務主任者	1～5件
(4) 保安功労者	1～5件
(5) 保安功績者	若干名
(6) 優良従業員	若干名
(7) 特別表彰	若干名

(選考基準)

第4条 表彰の対象は次の通りとする。

(1) 優良事業者(関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局を交え、
当表彰選考委員会にて推薦することになりました。)

(イ) 経営者が保安及び取引の適正化に関して積極的な熱意を

有し、業務管理体制・保安技術・保安上の職制等が特に優れており、従業員全般に対する保安等の教育が徹底し、他の模範となるもの。

(ロ) 液化石油ガス法及び高圧ガス保安法の違反並びに事故が5年以内でないこと。

(2) 優良事業所

(イ) 保安の確保及び取引の適正化に関して積極的な熱意を有し、登録事業所又は保安認定事業者等消費者管理台帳の整備・調査点検方法等保安上の措置が特に優れ、従業員全般に対する業務教育が徹底しており、他の模範となるもの。

(ロ) 液化石油ガス法及び高圧ガス保安法・違反が5年並びに事故が5年以内でないこと。

(3) 優良業務主任者

(イ) 液化石油ガス販売所の業務主任者として、率先して液化石油ガス関係法令を遵守し、保安等の管理徹底を図り、他の模範となるもので次に該当する者。

ア．年齢 35歳以上

イ．勤続 10年以上

ウ．業務主任者としての従事年数 7年以上

(ロ) 液化石油ガス法及び高圧ガス保安法の違反が5年並びに事故が5年以内でないこと。

但し、業務主任者の職務上の責任に帰されないもの。

(4) 保安功労者

液化石油ガス関係業務に現に従事する者であって、液化石油ガスに関する学識経験が深く、自己の所属する事務所等において保安及び取引に関する管理技術及び教育の面で優秀な業績を有する者、又は関係団体において活動に尽力する等、液化石油ガスの保安等に関して特に功労があると認められる年齢45歳以上の者で、原則として15年以上その業務に従事している者。

(5) 保安功績者

液化石油ガスの保安及び取引に係る研究・啓蒙・指導・液化石油ガス機器の製造等液化石油ガスの業務に密接な関連を有する分野において特に顕著な業績をあげた者。

(6) 優良従業員

液化石油ガス関係業務に現に10年以上従事し、年齢35歳以上の者であって液化石油ガス関係法令を遵守して業務にあたり、その能力及び人格が特に優秀と認められ他の模範となる者。

(7) 特別表彰

液化石油ガスによる災害を事前に察知し、身をもってこれを未然に防止し、又は既に発生した事故の拡大を大事に至る前に防ぎ、もって公共の安全の確保に多大なる貢献をした者。

但し、自己(自社)の職務上の責任に帰されない場合に限る。

(8) 上記(1) (2) (3) (4) (5) (6) は原則として液化石油ガス関係で知事・局長・大臣の各表彰を受けたことのある

者は除く。

(推薦 , 選考 , 決定の方法)

第 5 条 会員会社は第 4 条の各号に該当する者の推薦書を事務局に提出する。

事務局は、当推薦書を表彰選考審査会に対し送付する。

表彰選考委員会は、推薦書を審査し、被表彰者を選考する。

会長は被表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰者は、通常総会の席上において原則として毎年行う。

(費用)

第 7 条 本表彰に係る諸費用は原則として会費により充当する。

附則

第 1 条 本要領は昭和 6 3 年 1 月 2 6 日改定し、平成 1 1 年 1 月 1 日から適用する。